

令和6年7月  
改訂版



大船渡市・住田町



あ 16

か 19

さ 24

た 27

な 31

は 31

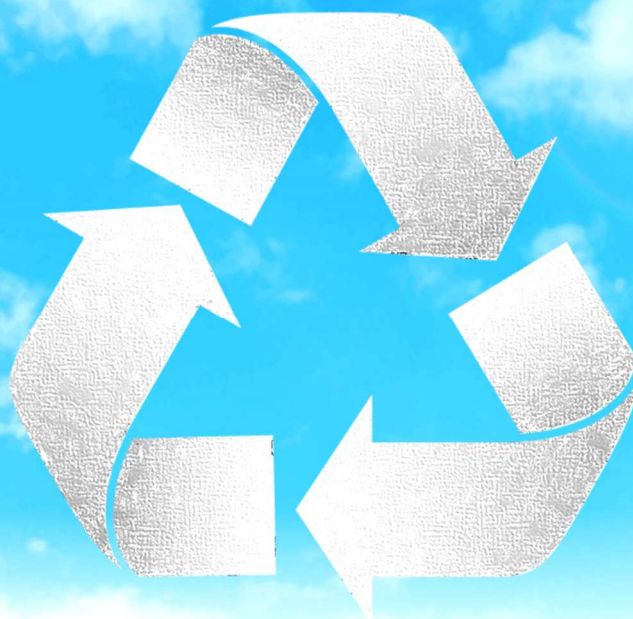
ま 36

や 37

ら 37

わ 38

# ごみ分別辞典



「エコロル」  
岩手県3R推進キャラクター



豊かな自然を未来に

## < も く じ >

|                     |                        |                        |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| ■ 家庭ごみの出し方 …………… 1  | ■ 収集、受け入れができないごみ …… 6  | □ 使用済小型家電の回収 …… 11     |
| □ 燃えるごみの種類 …………… 2  | ■ 「家電リサイクル法」対象家電の      | □ 乾電池・蛍光灯等の回収 …… 13    |
| □ 燃えないごみの種類 …………… 2 | 処理方法 …………… 7           | □ 集団資源回収事業 …………… 14    |
| □ 資源古紙の種類 …………… 3   | ■ 事業系のごみの処理方法 …………… 8  | □ 電動生ごみ処理機購入費の補助 …… 15 |
| ■ 「クリーンセンター」へ持ち込み   | ■ ごみの減量・環境美化に向けた取組み… 9 | □ ごみステーションの整備 …… 15    |
| 持ち込めるごみ …………… 4     | □ 3R運動の取組み …………… 9     | ■ ごみ分別辞典 (50音順) …… 16  |
| □ 粗大ごみ …………… 5      | □ 再利用ごみの取組み …………… 10   | ■ ごみに関するお問い合わせ …… 39   |

# 家庭ごみの出し方

## ▼ ごみ出しのルールについて

- 収集ステーションでは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源古紙」の収集を行っています。利用される方は、周辺環境美化に努めていただくとともに、トラブル防止のため指定日以外の日にごみを出さないでください。
- ごみを出すとき、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」など、きちんと分別し、大船渡市と住田町が指定する「家庭用ごみ専用袋」（以下、「指定袋」と表記）に入れ、「行政区、氏名」を必ず記入してください。
- 1回の収集につき、収集ステーションに出せるごみの量は5袋までです。1袋あたりの重さが、5kgを超えないようご注意ください。
- ごみ分別などルールが守られないごみは違反ごみとなります。収集だけではなく、クリーンセンターにも持ち込めませんので、ご注意ください。
- 収集ステーションは、家庭ごみを収集するために各地域公民館が設置したものであり、事業所や商店、飲食店などの事業活動によるごみは出すことができません。



## 収集ステーションに出すときは

- |             |                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 決められたときに  | 収集日当日の <b>朝8時</b> までに出してください。<br>夜間のごみ出しはしないでください。            |
| 2 決められたところに | 地域で決められた収集ステーションに出してください。<br>(利用する収集ステーションは自治会・町内会等にご確認ください。) |
| 3 決められたものを  | ごみの減量と再資源化、ごみ処理経費の削減のため、<br>適正なごみの分別にご協力ください。                 |

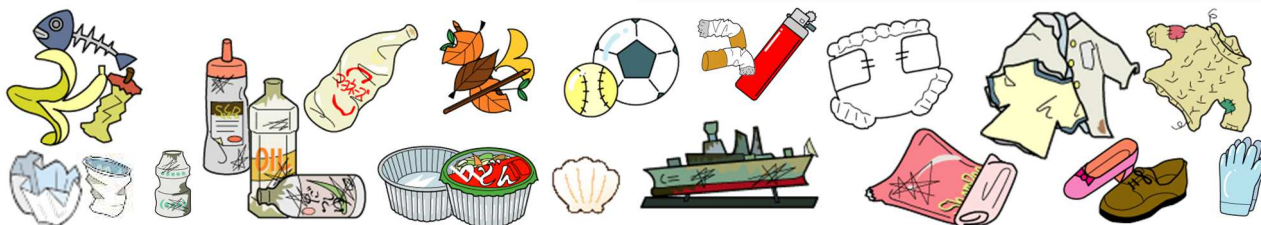
## ▼ 収集日の変更等について

- 収集を休む日は、毎週土曜日と日曜日のほか、祝日、振替休日及び年末年始（12月31日から1月5日）となります。なお、ゴールデンウィーク期間など、連休で長期に収集ができない状況を考慮し、収集日を変更するときは事前に広報等でお知らせします。
- 「燃えるごみ」について、週1回の収集地区で収集日が休日と重なる場合には、その日に収集を行います。また、「燃えないごみ」について、月1回の収集地区で収集日が休日と重なる場合には、その週の金曜日に収集を行います。
- 「資源古紙」は月1回の収集を行っていますが、収集日が休日と重なる場合には、その回の収集は休みとなり、次回収集を行います。

# 燃えるごみ

(各地域、毎週1回または2回の収集)

生ごみ 台所用アルミ箔 ポリ容器類 紙くず 使い捨てライター 吸い殻 衣類・毛布・シーツ 紙おむつ  
ビニール・プラ系おもちゃ 貝殻 革製品(かばん・ベルト・くつなど) ゴム製品(長ぐつ・手袋など) 枯葉類など



※ 資源古紙に分別するなど、ごみの減量化にご協力ください。

## ■「燃えるごみ」を出すときの注意点 (各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。P16 ページ)



- 生ごみはしっかり水切りをしてから出してください。
- 中身の入っている容器類は収集できません。
- 汚れていない紙類は少量でも資源古紙回収等に出してください。
- 串などの鋭利なものは怪我をする危険がないように出してください。
- 使い捨てライターのガスは使い切ってください。
- リチウムイオン電池やモバイルバッテリー、熱を持ったままの吸い殻など、  
発火・燃焼する恐れのあるものは絶対に入れないでください。
- 紙おむつは汚物を取って出してください。

# 燃えないごみ

(各地域、毎月1回または2回の収集)

## ▼ 指定袋に入れて出すごみ

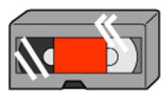
| ( 缶 類 )                                                                                                              | ( び ん 類 )                                                                                                                                   | ( そ の 他 )                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ジュース缶 スプレー缶<br>菓子缶 ミルク缶 など                                                                                           | 酒・ジュース等ドリンクびん 調味料びん<br>ガラスコップ 陶器類 耐熱ガラス 電球                                                                                                  | 金属、硬化プラスチック、木類、<br>一部家電製品など                                                           |
|  <p>※中身は必ず使い切り、<br/>すすいでください。</p> |  <p>※蛍光灯等は、専、<br/>回収ボックスへ<br/>(13 ページ参照)</p> <p>OK!</p> |  |

※「資源ごみ」となる缶・びん類の分別、小型家電回収(11 ページ参照)にご協力ください。



※ 以下の品目は、廃棄処理作業に支障の恐れがありますので、必ず指定袋に入れて出してください。

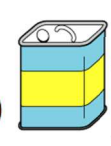
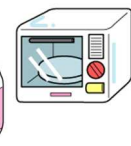
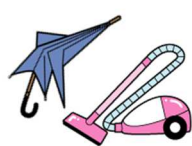
カセットテープ・ビデオテープ ロープ類 ビニール・ゴムホース



ホースやロープ  
などの長～いものは、  
まるめて指定袋の中に入  
れてください。

## ▼ 指定袋に入れずに出せるごみ（行政区・氏名を直接記入してください）

傘 掃除機 扇風機 三輪車 炊飯器 座いす 換気扇 ホットプレート 枝木や木くず ポリタンク  
石油ストーブ ガスレンジ 電子レンジ 米びつ 湯沸かし器 風呂のふた 布団乾燥機など



※ 1mを超えるものは「粗大ごみ」となるので、直接クリーンセンターへ持ち込んでください。

## ■ 「燃えないごみ」を出すときの注意点（各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。P16 ページ）



- 缶類・びん類・その他のごみは、別々の指定袋に入れてください。
- 中身の入っている容器類は収集しません。中身を使い切ってから出してください。
- 缶やびんの中に、たばこの吸い殻やごみなどは入れないでください。
- 一升瓶やビール瓶などは販売店や回収協力店に出してください。
- ファンヒーターや石油ストーブなどは必ず油を抜いてください。
- ロープやビニールホース、ビデオテープ類などは品目ごとに指定袋で出してください。
- 枝木・木くず類は、幹の太さ1本直径10cm以内とし、長さ50cm×直径30cm以内の束にして出してください。1日5束まで出すことができます。
- 資源化できる缶びん類など、集団資源回収に取り組む地域や学校に協力しましょう。

## 資源古紙

（各地域、毎月1回の収集）

ダンボール 新聞紙 雑誌 カタログ チラシ 包装紙 紙袋 菓子箱 紙パック（牛乳など）



種類別にたたみ、紙ひもで十字に縛って  
出してください。

## ■「資源古紙」を出すときの注意点（各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。☎16 ページ）



- ビニールカバーや布製の表紙、セロハンなどは取り外して出してください。
- 品目ごとにまとめ、紙ひもを使い十字に縛って出してください。
- ビニール紐やガムテープのほか、新聞回収袋・ビニール袋も使わないでください。
- 油・ペンキの付着したものやロウ引きダンボールは回収できません。  
燃えるゴミとして出してください
- 出す前に雨天等で濡れた場合、乾かした上で翌月の収集日に出してください。
- 地域や学校で取り組んでいる集団資源回収にもご協力ください。

# 「クリーンセンター」へ持ち込めるごみ

## ▼ 持ち込めるごみ

管内（大船渡市及び住田町）の家庭において発生した粗大ごみ等は、「大船渡地区クリーンセンター」に直接持ち込んでください。 ※5 ページの注意点を確認してください。

|         |                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 持ち込めるごみ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粗大ごみ</li> <li>・ 収集ステーションに出せない大量のごみ（5袋を超える場合）</li> <li>・ 収集日に出せなかったごみ（収集日以外に出したい場合）</li> </ul> |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

一世帯につき、1日あたり軽トラック1台分程度のごみを持ち込めます。

ただし、ふとん類、枝木・刈り草など、ごみの種類によって持ち込める数量を制限していることから、事前に「ごみ分別辞典」（☎16 ページ）を確認してください。

なお、「引越し」や「冠婚葬祭」など、特別な事情により大量のごみを出す場合は、あらかじめクリーンセンターへご相談ください。

**大船渡地区クリーンセンター ☎ (0192) 26-4739**

（〒022-0004 大船渡市猪川町字藤沢口 54-1）

|      |                    |
|------|--------------------|
| 受付時間 | 平日（月～金） 9:00～16:30 |
|      | 毎月第3日曜日 9:00～12:00 |

※年末年始等の長期休業時の受付については、事前にホームページ等でお知らせします。

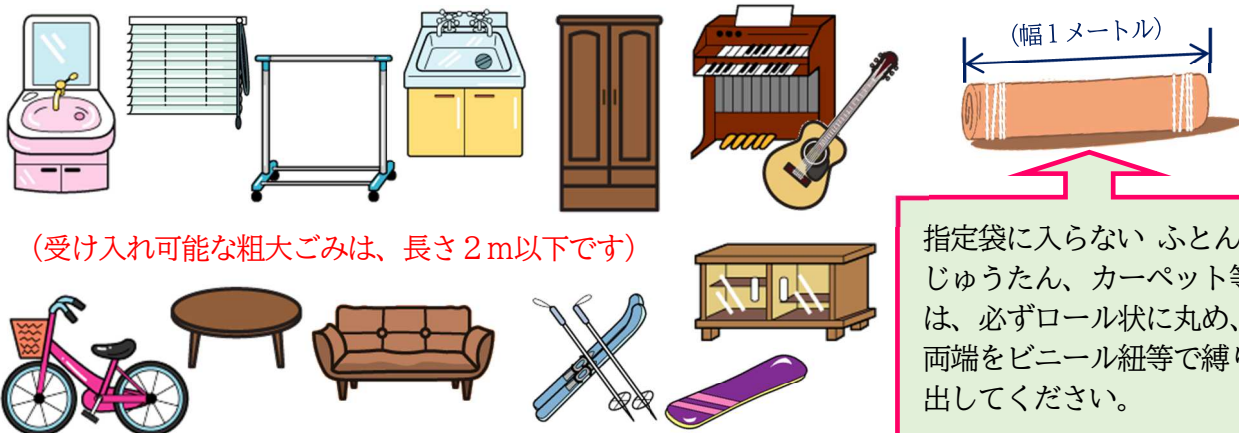
ごみを持ち込むとき、ごみの重量に応じた処理手数料がかかります。下表を目安にして、現金を準備してください。

|       |              |                            |
|-------|--------------|----------------------------|
| 処理手数料 | 100kg まで     | 無 料                        |
|       | 100kg を超えた場合 | 100kg 超過分から 10kg につき 200 円 |

## 粗大ごみ

家庭から出される家具や電気、石油・ガス器具などの耐久消費財等について、収集ステーションに出せない大型（長さ1 m以上）のものは、粗大ごみとしてクリーンセンターに持ち込めます。

洗面台 食器棚 テーブル たんす 流し台 ブラインド オルガン ハンガーラック スノーボード  
スキー ギター 自転車 脚立 ソファ 布団・カーペット・じゅうたん類 ベッド 机  
ベッドのマットレス（1日2枚に限る） など、長さ2 m以下のものに限る



### ■ クリーンセンターに持ち込むときの注意点 (各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。P16 ページ)



- 受付していただき、係員の指示に従い、ごみを指定箇所に投入してください。
- 缶・びん・金属・プラスチック類に分別し、別々の指定袋に入れてください。  
(ごみの出し方は、収集ステーションと同じです。)
- 分別のやり直しをお願いする場合があります。適宜予備の指定袋を持参してください。
- クリーンセンターで受け付ける粗大ごみは、長さ2メートル以下のものに限りです。
- 布団類（布団・カーペット・じゅうたんなど）の持ち込みについて、次の点に注意してください。
  - ・ 布団類は、毛布・タオルケット・枕・座ぶとん・クッションなどと同じく、指定袋に入れてください。指定袋に入れたものは、「燃えるごみ」として収集ステーションに出すことができます。
  - ・ 指定袋に入れることができない布団類は、「粗大ごみ」として、クリーンセンターに持ち込んでください。持ち込むときは、上図のように、1枚毎に、幅1 mにし、ロール状に丸め、その両端をビニール紐等で縛ってください。
  - ・ なお、粗大ごみとして、持ち込める布団類の数量は、1世帯につき1日合計5点までとなります。

# 収集・受け入れができないごみ

各地域で設置した収集ステーションは、一人ひとりがごみ出しのルールをよく守り、いつも清潔に使うことを心掛けてください。

## 収集できないごみ

### ■ 違反ごみ

正しく分別されていないもの、受け入れできない品目などは、違反ごみのため収集することができません。

違反ごみには、右のステッカーを貼りますので、正しく分別した上で、別な収集日に再度出してください。

「違反ごみステッカー」を貼ってある  
ごみの収集はできません



### ■ 粗大ごみや大量の家庭ごみ

長さ1メートルを超えるものは粗大ごみのため、収集ステーションに出されても収集できません。粗大ごみはクリーンセンターに直接持ち込んでください。

また、収集ステーションの利用は1世帯5袋までです。引越しや冠婚葬祭などで一時的に大量の家庭ごみが出る場合は、事前にクリーンセンターにお問い合わせください。(P.4ページ参照)

### ■ 事業系のごみ

事業所や商店、飲食店などの「事業系ごみ」は、事業主が自らの責任において適正に処理してください。(P.8ページ参照)

### ■ その他

#### ○ 蛍光灯や乾電池などの水銀使用製品

家庭で使用済みとなった蛍光灯や乾電池などの水銀使用製品を廃棄される場合は、拠点方式による回収を行っていますので、最寄りの専用回収ボックスへ投入してください。(P.13ページ参照)

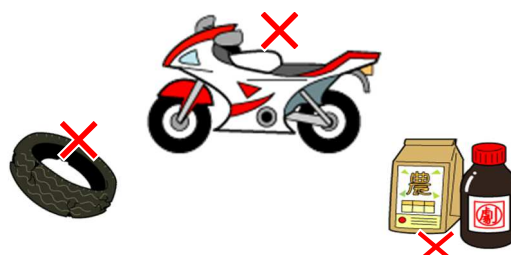
#### ○ パソコン製品

デスクトップ型パソコンやノート型パソコンは、各パソコンメーカー等で回収を行っているほか、当組合では、「リネットジャパン」との提携により、「宅配便による回収」も行っています。

また、ノート型パソコンやタブレットなどの小型家電は、拠点方式による小型家電回収を利用することもできますので、最寄りの専用回収ボックスへ投入してください。(P.11、12ページ)

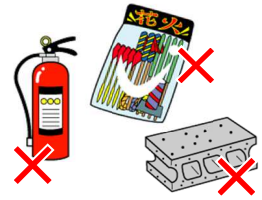
## 受け入れできないごみ

- 家電リサイクル法対象製品 (P.7、8ページ参照)
- 自動車の部品 (タイヤ・ホイール、バッテリーなど)、バイク
- 農薬、農業用ビニール、農機具、漁具
- 被覆ケーブル、ガスボンベ





- ボイラー、浴槽、太陽熱温水器、ドラム缶、ワイヤー、耐火金庫
- 消火器、中身の入ったびん・缶、廃油、未使用の花火、その他危険物
- 畳（「ユニット畳」は粗大ごみとして受け入れ可）
- 建築廃材（かんなくず、ボード類、トタン類、戸・サッシ類、コンクリートブロック、砂、石など）
- その他長さ2mを超えるものなど



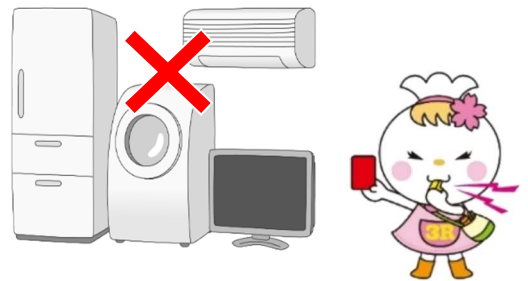
※ 上記のものを処理する際は、専門業者に依頼してください。

（受け入れできないごみの品目については、ごみ分別辞典もご確認ください。P16 ページ）

## 「家電リサイクル法」対象家電の処理方法

テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電は、クリーンセンターで処理することができません。

この家電4品目は、家電リサイクル法によってリサイクルすることが義務付けられているため、不要になった場合は、購入店や買い替えしたお店などで処理を依頼してください。



### ▼ 対象機器の処理方法

次のいずれかの方法で処理できます。

#### ① 購入店または買い替えをする販売店などに引取りを依頼する。

※ 別途、収集・運搬料がかかる場合があります。



#### ② 収集運搬許可業者に依頼する。

※ 収集できる品目・運搬料金などの詳細は、各業者にお問い合わせください。

##### ○ 収集運搬許可業者

㈱ ア ト ラ ス ☎ 27-1286 （立根町）

岩手資源開発㈱ ☎ 25-1050 （猪川町）

㈱ 大 船 渡 資 源 ☎ 27-2754 （盛 町）

#### ③ 郵便局でリサイクル券を購入し、指定引き取り場所に持ち込む。

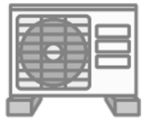
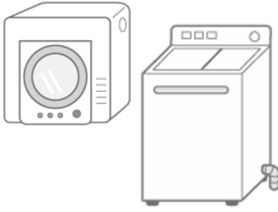
##### ○ 最寄りの指定引き取り場所

日本通運㈱ 北上支店 ☎ 0197-68-3907

（北上市流通センター1-45）

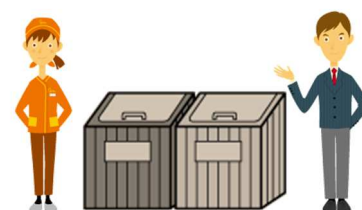


## ▼ 対象機器とリサイクル料金の目安

| 家電4品目                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                  |                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エアコン                                                                                                                                                                                         | テレビ                                                                                                                                                     | 冷蔵庫・冷凍庫                                                                                                                          | 洗濯機・乾燥機                                                                                         |
| <br>(室外機も含む)<br><br>990 円～ | <br>(液晶・プラズマ式テレビ)<br>(ブラウン管式テレビ)<br>15 型以下 1,320 円～<br>16 型以上 2,420 円～ | <br>170 リットル以下 3,740 円～<br>171 リットル以上 4,730 円～ | <br>2,530 円～ |
| ※ リサイクル料金はメーカーによって異なるため、直接処分先にお問い合わせください。                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                  |                                                                                                 |

## 事業系のごみの処理方法

事業所や商店、飲食店などの事業活動によって出るごみは、各地域が設置する収集ステーションを利用することができません。事業系ごみは、事業主が自らの責任で適正に処理する必要があります。



### ▼ 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系のごみ（一般廃棄物）を処理できる管内の「収集運搬許可事業者」業者は、以下のとおりです。収集できる品目や運搬料金などの詳細は、各事業者にお問い合わせください。

|             |             |           |          |
|-------------|-------------|-----------|----------|
| ○ 収集運搬許可事業者 | (株) ア ト ラ ス | ☎ 27-1286 | (立根町)    |
|             | 岩手資源開発(株)   | ☎ 25-1050 | (猪川町)    |
|             | (株) 岩手環境保全  | ☎ 27-1162 | (猪川町)    |
|             | 岩手県南運輸(株)   | ☎ 26-4866 | (赤崎町)    |
|             | (株) 大船渡資源   | ☎ 27-2754 | (盛 町)    |
|             | (有) 平田興運    | ☎ 44-2045 | (三陸町越喜来) |



## ごみの減量・環境美化に向けた取組

環境負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指し、全国各地でごみの減量化・環境美化に向けた様々な取り組みが行われています。

当地域におきましても、一人ひとりが環境への意識を高め、一丸となってごみの減量化、リサイクルに取り組むとともに、身近な環境美化に努めましょう。



### 3 R 運動の取組

ゴミを減らすための3 R（スリーアール）運動は、限りある資源を有効に利用し、地球環境への負荷を減らします。この3 Rを実践してゴミを減らすことは、地球環境だけでなく、ごみ処理の経費削減にもつながります。

## 「R」ではじまる 3 つの行動が、環境にやさしい社会をつくれます

### Reduce

(リデュース)

発生抑制

第1に、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

- ・必要な物以外は買わない、もらわない、ごみになりそうなものを家に持ち込まない
- ・包装が少ない商品を選ぶ
- ・買い物にはマイバッグを持参する など

### Reuse

(リユース)

再利用

第2に、ものをすぐ「ごみ」にせず、大切に長く使うことです。

- ・リターナブル（何度も使えるびんなど）製品を利用する
- ・詰め替え用の商品を選ぶ
- ・いらなくなった物を譲り合う など

### Recycle

(リサイクル)

再資源化

第3に、ごみを資源として再び利用することです。

- ・原料にもどすための効率の良いリサイクルに取り組むなど、ごみを正しく分別する
- ・販売店の回収に協力し、再生により作られた製品を利用する
- ・生ごみは肥料にする など

## 再利用ごみの取組み

大船渡市では、これまで一部の地域を対象として「再利用ごみモデル収集事業」を行ってきました。  
令和6年4月以降は、令和7年度から始まる新たなリサイクルの取組みに向けて準備を進めるため、再利用ごみの収集は行いません。

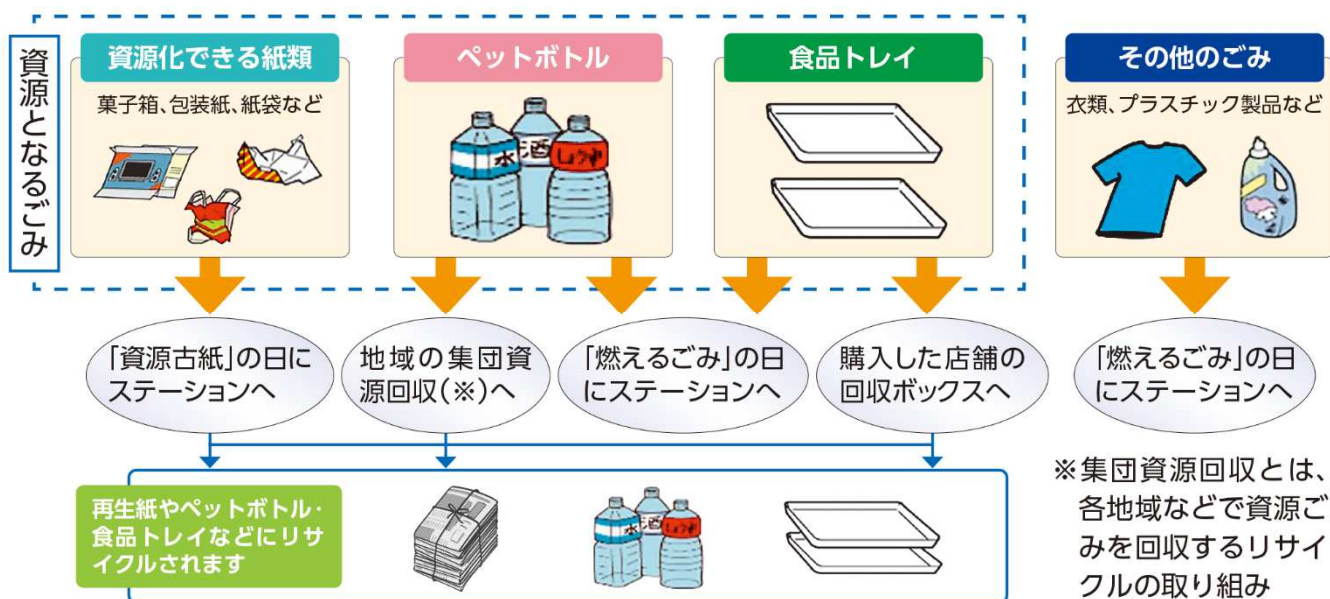
これまで「再利用ごみ」として出していたごみは、「燃えるごみ」として出すことはできますが、ごみの減量化や、次のような資源化等の取組みにご協力をお願いします。

『資源古紙回収』：菓子箱・包装紙・紙袋など（※3ページ） ⇒月1回ごみステーションへ

『集団資源回収』：ペットボトルなど（※14ページ） ⇒お住いの地域の公民館や子供会などの団体の回収にご協力ください  
※回収物品は実施団体により異なる場合があります。

『店舗等の回収』：食品トレイ、紙パック、ペットボトルなど ⇒回収を実施しているスーパー等へ

## ▼新たなリサイクルの取組みが始まるまでの皆さまへのお願い



ご協力よろしくお願いします。





# 使用済小型家電の回収

使用済小型家電は、貴金属やレアメタルなどの有用金属がたくさん含まれる貴重な資源です。再資源化を図るため、次の2つの方法による回収にご協力をお願いします。

## (1) 専用回収ボックスの設置による拠点回収

管内 12 か所を拠点に使用済小型家電専用の回収ボックスを設置（投入口、縦 20 cm×横 40 cm）し、下記の対象品目について回収しています。

### ■ 「専用回収ボックス」 設置場所



使用済小型家電は、黄色の専用回収ボックスへ

|                    |                                                                                                                                                                       |                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 大船渡市内<br>(計 10 か所) | D C M 大 船 渡 店<br>サ ン デ ー 大 船 渡 店<br>コメリハード&グリーン大船渡店<br>大船渡市役所 本庁舎<br>// 綾里地域振興出張所<br>// 吉浜地域振興出張所<br>三 陸 公 民 館<br>大船渡市民交流館・カメラホール<br>末崎地区公民館ふるさとセンター<br>大船渡地区クリーンセンター | 住田町内 住 田 町 役 場<br>(計 2 か所) 上有住地区公民館 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|



### ■ 対象品目

|            |                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 電話機等       | 電話機・ファクシミリ                                                                              |
| 携帯・スマートフォン | 携帯電話、スマートフォン、PHS                                                                        |
| ノート型パソコン等  | ノート型又はタブレット型パソコン、電子書籍端末<br>※デスクトップ型パソコンは不可                                              |
| 録画・再生装置    | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、DVD・BDレコーダ又はプレーヤー、HDDレコーダ、プロジェクター                                 |
| TVチューナー    | カーチューナー、STB、ポータブルテレビ                                                                    |
| カー用品       | カーナビ、カーオーディオ、カーアンプ、ETC車載ユニット、VICSユニット、無線機、カースピーカー                                       |
| 音響機器       | ラジカセ（カセット・CD・MD）、CD・MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダ、オーディオステレオセット本体（スピーカーボックス除く）、ラジオ放送用受信機 |
| 補助記憶装置等    | ハードディスク、USBメモリ・SDカード等、カードリーダー                                                           |
| 事務用電気機器等   | 電子辞書、ワープロ、電卓、フォトプリンター、電子・電気時計                                                           |
| 計量用又は測定用機器 | 電子ヘルスメーター、電気式温湿度計、デジタル歩数計、電子血圧計、電子体温計                                                   |
| ゲーム機器      | 据置型・携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム、ゲーム用コントローラー、ゲームソフト                                                |
| その他付属品     | マウス、キーボード、モデム、ルーター、ハブ、リモコン、ACアダプタ、ジャック、イヤホン、ヘッドホン、補聴器、充電器、電源コード類                        |

## ■「専用回収ボックス」に投入する際の注意点



- 投入口（縦 20 cm×横 40 cm）に入らないものは回収できません。また、一度投入したものは返却できません。
- 対象品目以外は投入しないでください。なお、デスクトップ型パソコンは、メーカーや購入店のほか、「宅配便による回収」業者などに依頼し、廃棄処理することができます。
- 個人情報等のデータがあるものは、必ず消去してから投入してください。
- 乾電池は取り外してください。（[P13](#) ページ）

## (2) 宅配便による回収(民間事業者)

※ デスクトップ型パソコンの回収  
ができます。



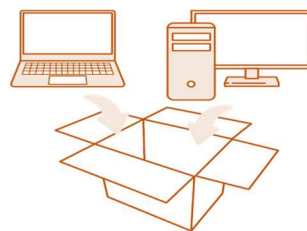
家庭で不要になったパソコン等の小型家電を、宅配便を利用して回収します。  
回収品目にパソコン本体が含まれる場合は、1箱分の回収料金が無料となります。また、パソコンのデータ消去サービスにより安心して処分することができます。

## ■ 申し込み方法は、インターネットで、「リネットジャパン」を検索

- 回収事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」のホームページからお申し込みください。
- ※ FAXで申し込む場合は、「FAX専用申込書」を組合ホームページ（[P39](#) ページ）からダウンロードしてください。

## ■ 回収方法、対象品目等

- お申し込みの際に希望した日時に宅配業者が自宅へ回収に伺います。
- 回収する箱のサイズは、縦・横・高さ3辺の合計 140 cm以内とし、重量 20 kg以内であれば、何点詰めても同一料金となります。
- 回収料金 1箱 1,760 円（税込） ※パソコン本体を含む場合、1回につき1箱の回収料金が無料となります。
- \* ご家庭にあるほとんどの家電が対象となり、壊れて動かないパソコンも回収可能です。ただし、家電4品目（テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）と石油ストーブ類は回収できません。
- \* ブラウン管（CRT）モニターは、処理等に費用がかかるため、別料金となります。
- \* 「宅配便による回収」のお申し込みや回収方法、回収対象品目など、詳細については、回収事業者（環境省・経済産業省認定「リネットジャパンリサイクル株式会社」）のホームページ（<https://www.renet.jp/>）をご確認ください。



### パソコンメーカー等による回収について

資源有効利用促進法に基づき、各メーカーでは、パソコンを回収、再利用しています。

各メーカーの連絡先、回収方法、回収・再資源化料金等の詳細については、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。同協会（電話

番号 03-5282-7685）へお問い合わせください。

なお、平成 15 年 10 月以降に販売された製品で「PCリサイクルマーク」が入っているものについては、無償でメーカーが引き取りますが、「PCリサイクルマーク」のない製品については、リサイクル料金が必要となります。



## 乾電池・蛍光灯等（水銀使用製品）の回収

家庭で不用となった乾電池や蛍光灯などの水銀使用製品は、収集や受入れができない品目です。廃棄する際は、最寄りの専用回収ボックスに投入してください。

### ■「専用回収ボックス」設置場所



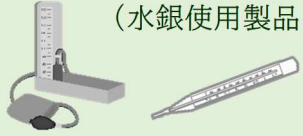
水銀使用廃製品は、白色の専用回収ボックスへ

大船渡市内 D C M 大 船 渡 店  
(計 10 か所) サ ン デ ー 大 船 渡 店  
コメリハード&グリーン大船渡店  
大船渡市役所 本庁舎  
// 綾里地域振興出張所  
// 吉浜地域振興出張所  
三 陸 公 民 館  
大船渡市民交流館・カメラホール  
末崎地区公民館ふるさとセンター  
大船渡地区クリーンセンター

住田町内 住 田 町 役 場  
(計 5 か所) 上有住地区公民館  
下有住地区公民館  
大股地区公民館  
五葉地区公民館



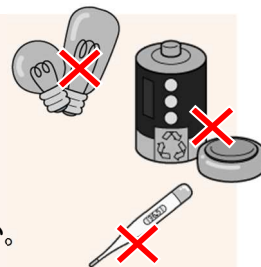
### ■「水銀使用廃製品」の対象品目と出し方

|                                                                                                                                          |                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 蛍 光 管<br/>直管型<br/>環 型<br/>電球型（品番がE Fで始まるもの）</p>  | <p>・蛍光灯は、割れないように箱に入れるか、新聞紙などで包んでからボックスに入れてください。<br/>※ 万一、蛍光灯が割れてしまった場合は、透明または半透明の袋で密封して入れてください。</p>     |
| <p>○ 乾 電 池</p>                                        | <p>・下部にある乾電池用のボックスにそのまま入れてください。</p>                                                                     |
| <p>○ 体温計、温度計、血圧計<br/>(水銀使用製品に限る)</p>                  | <p>・回収する際に本体が割れることのないよう、ケースまたは袋で包んでからボックスに入れてください。<br/>・専用のボックスはありませんので、上記のいずれかが空いているボックスに投入してください。</p> |

### ■ 対象品目と間違えやすいもの

以下のものは、水銀使用製品の対象品目ではありません。

- 白熱球、ハロゲン電球、LED照明 → 燃えないごみで出してください。
- アルコール式温度計（赤い液で表示） → 燃えないごみで出してください。
- ボタン電池、充電式電池 → 販売店・回収協力店をご利用ください。
- 電子式体温計 → 小型家電回収ボックスへ出してください。



※ 会社、学校、店舗等の事業所から出たものは回収していません。必ず専門処理業者へ依頼してください。

## 集団資源回収事業

地域のリサイクル活動を推進するため、集団資源回収に取り組む団体に対し、活動実績に応じて奨励金を交付します。



### ■ 集団資源回収事業とは

公民館、スポーツ少年団、子ども会、PTAなど営利を目的としない団体が、各家庭の協力により、新聞・雑誌などの紙類、缶・びん類、ペットボトルなどの資源物を集め、資源回収業者に有償で引き渡す活動です。

### ■ 奨励金の交付対象団体

大船渡市・住田町内に住居を有するもので組織し、事前に登録の届出をした団体となります。

### ■ 奨励金額

毎年4月1日から翌年3月31日までに資源回収業者に売却した新聞・雑誌類などの紙類、缶などの金属類について、1kgあたり5円で計算した額を奨励金として各実施団体に交付します。

### 奨励金交付までの流れ



※ 本事業に関するご相談は、大船渡地区環境衛生組合（☎ 26-4739）までお問い合わせください。

### ■ 資源回収業者（大船渡・住田地区資源回収組合）

収集できる品目や運搬料金などの詳細は、各事業者にお問い合わせください。

#### ○ 資源回収業者

(株) ア ト ラ ス ☎ 27-1286 (立根町)

(株) 大 船 渡 資 源 ☎ 27-2754 (盛 町)

吉 田 商 会 ☎ 46-2249 (住田町世田米)



\* 実施団体登録後、集団資源回収を行う際は、直接、上記の資源回収業者にご相談ください。



## 電動生ごみ処理機購入費の補助

各家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、大船渡市及び住田町の公衆衛生組合連合会では、電動生ごみ処理機を購入する家庭に補助金を交付します。

### ■ 補助金の交付対象

大船渡市又は住田町に住所を有し、かつ、居住している方で、減量、堆肥化した生ごみを、責任を持って自ら処理できる方



### ■ 補助金額等

| 購入対象品目   | 補助金額                  | 対象地域     |
|----------|-----------------------|----------|
| 電動生ごみ処理機 | 購入額3分の1以内（上限額20,000円） | 大船渡市・住田町 |

### ■ 問い合わせ先

大船渡市公衆衛生組合連合会（大船渡市市民環境課）

☎ 27-3111

住田町公衆衛生組合連合会（住田町市住民税務課）

☎ 46-2113

## ごみ（収集）ステーションの整備

（大船渡市のみ対象です）



大船渡市公衆衛生組合連合会では、住民の主体的な環境美化意識の向上とごみのないきれいなまちづくりを推進するため、町内会や公民館に対し、ごみ（収集）ステーション施設の設置及び改善に係る費用の一部を補助金として交付します。

### ■ 補助金の交付対象

大船渡市公衆衛生組合連合会の会員となっている地域において、大船渡地区環境衛生組合の設置許可を受けているステーションが対象となります。

### ■ 補助金額等

| 購入対象品目                    | 補助金額               | 対象地域 |
|---------------------------|--------------------|------|
| 収集（ごみ）ステーションの設置及び改善に要する経費 | 2分の1以内（上限額50,000円） | 大船渡市 |

### ■ 問い合わせ先

大船渡市公衆衛生組合連合会（大船渡市市民環境課）

☎ 27-3111